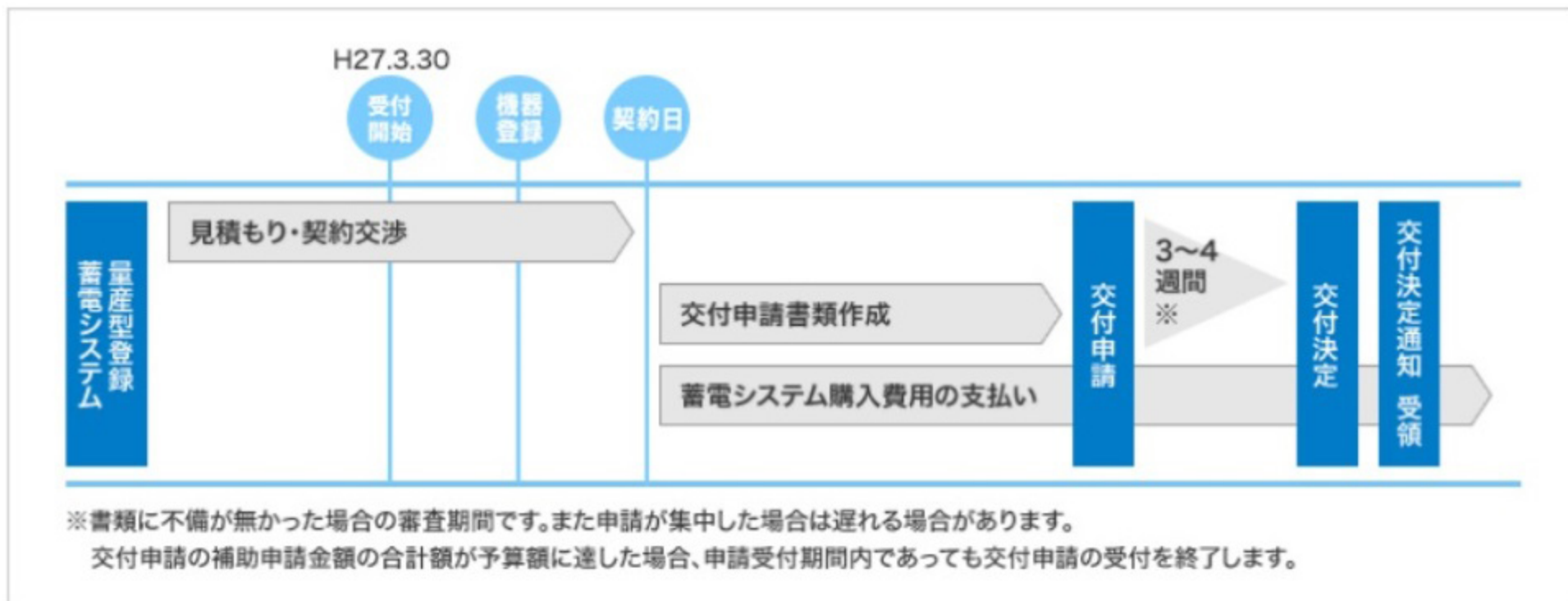


1. 交付申請の流れ

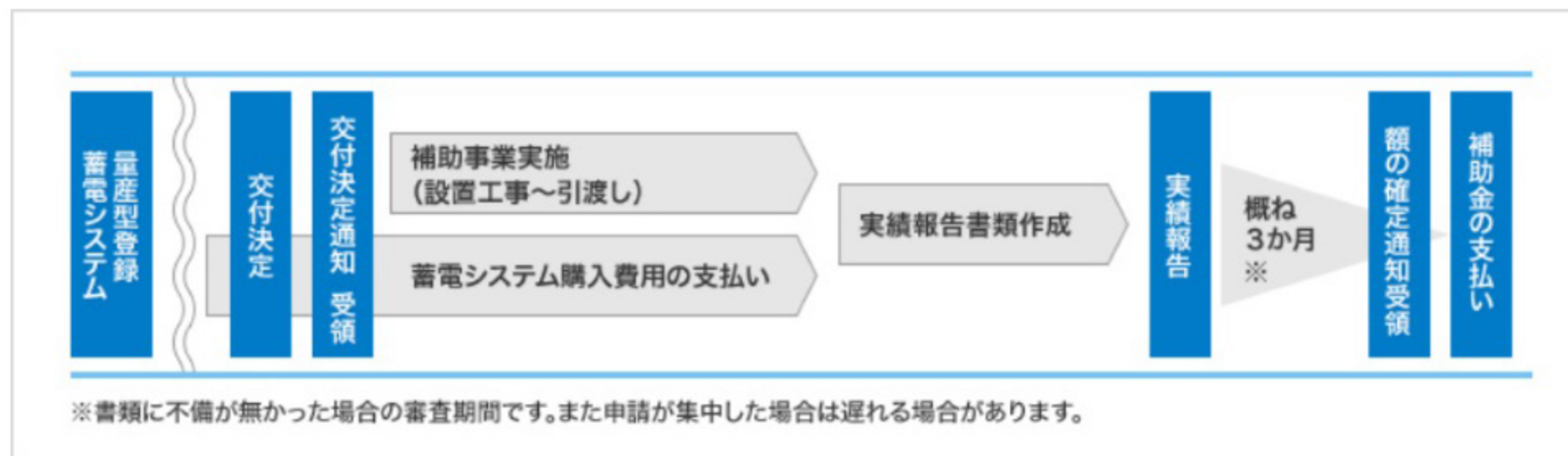


申請者は、以下の事項を全て満たしている場合に交付申請を行うことができます。

- ① 設置する予定の蓄電システムについて購入契約締結後であること。
- ② 設置する予定の蓄電システムが、購入契約締結時にSIIの補助対象機器として登録されていること。
- ③ 設置する予定の蓄電システムについて設置工事に着手していないこと。
- ④ 交付申請受付期間内であること。

審査により交付申請内容が認められた場合は、申請者へ「交付決定通知書」が郵送されます。蓄電システムの設置工事は必ず交付決定通知書を受領した後に着手してください。申請者が交付決定通知書を受領する前に蓄電システムの設置工事に着手した場合は、補助対象外となります。

1. 実績報告の流れ



申請者は、以下の事項を全て満たしている場合に実績報告を行うことができます。

- ① 事前に交付申請を行い、交付決定通知書を受領していること。
- ② 交付決定通知書受領後に補助対象機器の設置工事に着手していること。
- ③ 設置した蓄電システムがSIIの補助対象機器として登録されていること。
- ④ 補助対象とする費用の支払いが完了している若しくはSIIが認めている支払方法で支払いを行っていること。
- ⑤ 設置した補助対象機器が使用できる状態であること。
- ⑥ 設置した補助対象機器が販売事業者から引き渡し済みであること。
- ⑦ 実績報告受付期間内であること。

審査により実績報告内容が認められた場合は、申請者へ「補助金の額の確定通知書」が郵送されます。補助金の支払時期については「補助金の額の確定通知書」をご確認ください。